

< 論 文 >

「沈黙」の第3帝国

—「沈黙の民族共同体」と「声なき蜂起」—¹⁾

中 川 洋 一 *

The “Silent” Third Reich: “The Silent People’s Community” and “Silent Uprising”

Yôichi NAKAGAWA

Contrary to the claims of previous research, Germans under the Third Reich were not simply “collaborators with the regime” or “passive acceptors.” While there were supporters of the NSDAP, there were also opponents, including “silent heroes” who engaged in acts of civil disobedience. Research on everyday history has shown that citizens under the NSDAP regime could not be explained merely by the dichotomy of support versus opposition; however, questions remain regarding how these findings relate to the politics of the regime. Previous studies often classify diverse oppositional activities uniformly as “resistance,” thereby overlooking important differences among them. Research based on the concept of “immunity-type resistance” similarly neglects forms of resistance with significant political influence. From this perspective, this paper classifies opposition, including civil disobedience by “silent heroes,” through the lens of political participation and demonstrates that the NSDAP regime’s response to opposition was brutal and repressive rather than conciliatory.

Keywords : Resistance (Opposition), The Third Reich, Political Participation, Stille Helden (Silent Heroes), Silent Politics

キーワード : 抵抗 (反抗)、第3帝国、政治参加、沈黙の英雄、沈黙の政治

* 言語教育センター講師

はじめに

西ドイツは発足以来、国民社会主義ドイツ労働者党（NSDAP）による「過去の清算」を課題としてきた。NSDAP への反抗活動は、ナチス・ドイツと異なる「もう一つのドイツ」の体現として重要な意義を有した。21 世紀のドイツにおいても、「過去の清算」と「記憶の文化」、自由民主主義の発展が喫緊の課題である。NSDAP 体制に敵対した、幾多の無名市民が体現した「市民の勇気」は、青少年に対する政治教育の中心的理念となっている。

I. ドイツ第3帝国と市民との関係に関する近年の研究は、ドイツ市民はNSDAPの支配に共謀した、或いは受動的にこれを受容したと主張している（Steinweis, 2023, 225; Gellately, 2001=2008, 261）。またジェラテリー（Robert Gellately）は、ヒトラー（Adolf Hitler）は世界で最初に大恐慌を克服し、ドイツに「古き良き時代」を再現したため、ドイツ人はヒトラーを支持したと主張する（Ibid., 259f）。ヒトラー独裁制は「同意の独裁」であり、国民の大半がヒトラー独裁を支持する体制であった（對馬、2015、iv）。

①第3帝国下のドイツ人にこのような評価が与えられる中で、NSDAPと市民との関係を真に理解する上で、ドイツ国内の反抗活動を理解することが必要となる（Steinweis, 2023, 225）。第3帝国下で、市民の政権に対する公の反抗活動は頻繁ではなかったが、第2次世界大戦中に増加した。国内には体制支持派がいる一方で、明示的にNSDAP支配を拒絶した集団が存在した。また、政権による同調圧力に従いながらも、自由裁量域を十分に活用して支配層が求める規範に反抗し、生命を贖った人々が存在した。

②すなわち、本稿はNSDAP支配への「共謀者」「受動的受容」の市民像に留まらない市民像を描くことを主旨とする。日常史研究は、市民の様々な抵抗活動を描写したが、NSDAP体制の政治とどう結びつけて理解するかが問題となる（望田他、2006、134f）。また「異人種間婚姻」をしたユダヤ人男性が収容所へ収監されたことに対して、ドイツ人妻達が「沈黙の抗議運動」を行い、その後収監者が釈放された、ベルリン薔薇通り事件を事例に、NSDAP政権が反抗活動への「譲歩」を示したとする研究に対して議論が存在しており、政権側は譲歩しなかったとする反論が存在する（von Kellenbach, 2015; 平山、2021）。こうした背景から、NSDAP政権が国内権力を掌握し、強固にする上で、国民をどの程度重視（軽視）していたかを理解するため、本稿は、市民の反抗活動と共に、NSDAP政権の彼らに対する反応を分析する。

③全体主義体制であったドイツ第3帝国では、様々な「沈黙」の形態が見られ、その意味でドイツは「沈黙の民族共同体」であった。またその下で、NSDAPに反抗する主体は、表沙汰にできず、地下潜行型の「声なき蜂起」を展開した。本稿はこうした新規の視座の下で、第3帝国と反抗活動における様々な「沈黙」の型を描写し、その内容を理解する。

II. 先行研究は、第3帝国下の抵抗の主体や範囲、性格に関して紛糾し、抵抗活動に定義を与えることが困難であった。1960年代迄は、ドイツ国内のNSDAPへの反抗活動は、「民衆なき抵抗」であったと捉える見方が大勢であった。すなわち、先行研究は抵抗集団の主体を、当初NSDAP体制を支持していた軍上層部と一部の伝統・保守的エリートに限定し、国防軍による政変未遂事件である「7月20日事件」のみを抵抗運動と理解していた。しかし、こうした理解は、抵抗運動を体制内の権力闘争と矮小化することになりかねない（對馬、2006、4）。

1970年代からは抵抗概念の拡大が生じ、研究者は、社会主義や共産主義勢力、教会や自由主義文民エリートの抵抗運動に着目するようになった²⁾。また以前の研究に見られた、抵抗における倫理的動機や、組織化の有無を考慮しない日常史研究が普及した(E.g. Peukert, 1985)。「免疫型抵抗 (Resistenz)」という用語を用いた分析も登場した (E.g. Broszat, 1981)。この結果、第3帝国下で「民衆による抵抗」が存在したという見方が登場し始めた。

21世紀に入ると、国内で本来、NSDAP支配を肯定する存在であった国防軍下士官や親衛隊(以下、SS)、警察といった暴力機構における「市民的勇気」としての抵抗 (E.g. Wette, 2006; Kosmala and Schoppmann, 2002)、一般の市井の人々である「沈黙の英雄」を対象とした研究が生じた (E.g. Kosmala, 2007; 平山、2021; 岡、2023)。

①近年の先行研究は、NSDAPへの反抗活動を、軍部や文民エリートだけでなく「沈黙の英雄」を含めた、NSDAP体制に正対する社会各層の多様な潮流として理解する。この一例であるベルリン・ドイツ抵抗記念館やその学術研究者は、ならず者行為を行っていたが、ユダヤ人支援を行ったが故に、近年再評価されたエーデルワイス海賊団から、体制転換を模索した抵抗集団の活動までを同列に「NSDAPへの抵抗 (Widerstand) 活動」と捉える。しかし、多様な集団の活動を同列に「抵抗」として議論する結果、抵抗の性格における相違を看過している。またこうした抵抗理解は、高次の「抵抗」、すなわち、NSDAPに対するイデオロギー的抵抗や、体制転換を求める抵抗の意義を軽視することに繋がる。

②本稿は、第3帝国において、「民衆及び軍関係者による反抗・反体制行動・抵抗活動」が存在したと理解する。したがって、反抗者集団とその活動をその性格から分類して理解する必要があり、本稿は反抗の類型化を実施する。

ある研究は、「日常的抵抗」と「政治的抵抗」との分類を提示したが(山下、1997、207f)、反体制行動を十把一絡げに「日常的抵抗」として理解するため、反体制行動の多様な性格を説明できていない。

ポイカート (Detlev Peukert) は、反NSDAP活動を「①不適合」、「②拒絶」、「③抗議」、「④政治的抵抗」に区分した。警察権力が介入する非常に私的な領域であり、全体ではなく幾つかの規則や法律、規範の非遵守をNSDAPへの「不適合」とする。体制の規範のみならず、官憲などの指令に意識的に抵抗し、体制に対抗する行動を「拒絶」とする。「拒絶」の事例はヒッ

トラウユージェントやドイツ女子同盟 (BDM) に子弟を入団させない行動や、怠業である。「抗議」は、安楽死に対する教会の反対といった、一般的な政権の拒絶である。「抵抗」は政権全体の拒絶と政権転覆を準備する行動である。闘争の移行に伴い①から④に順番に移行し、体制批判や影響度は上昇する (Peukert, 1985, 54f)。

彼は「不適合」を、体制支持派による NSDAP への対抗行動、「拒絶」・「抗議」・「政治的抵抗」を反体制行動として定義しているが、「不適合」、「拒絶」、「抗議」の区分は不明瞭である。たとえば、SS の指令に意識的に背いているが、当事者が反体制派としての意識を持っていない事例が存在する。

ブロシャート (Martin Broszat) 達は「免疫型抵抗」概念を用いて反 NSDAP 活動を分析した。「免疫型抵抗」は NSDAP のイデオロギーや宣伝に対する免疫としての信念であり、政治的に動機付けられた明確な反抗的態度として認識されることは殆んどない。ヒトラー式敬礼の拒否といった市民的不服従、徴兵拒否、脱走、国外亡命、「退廃芸術」といった、いわば日常的ないし社会的抵抗である (Bots, 2004, 10ff)。

③この「免疫型抵抗」概念は、NSDAP 体制支持を前提とした抵抗を重視しており、政治社会的影響力の高い、政権転覆を目指した抵抗を軽視する。また抵抗というよりは衝突に関心を注いでおり、抵抗概念とは異なる思考に基づく分析である (Kershaw, 2025, 239f)。また、同概念には更なる下位分類が必要である。また、研究者は脱走や国外亡命、芸術活動を「免疫型抵抗」として捉えたり、自殺を「不適合」の抵抗として捉えるが (Bots, 2004, 14)、このような活動は、十分な政治的影響力を及ぼし得る活動であるとは捉え難い。

さらに日常史研究は、NSDAP 体制下の市民を、体制への支持対反対、順応対抵抗という二分法では説明できないことを解明したが、この成果を NSDAP 体制の政治とどう結びつけて理解するかが問題となる (望田他、2006、134f)。

抵抗の分類に際しては、カーショー (Ian Kershaw) は、主体が組織的・非組織的であるか、積極的な参加か否か、政権転覆や政権の損傷に対する意識的な目標の有無という区分を重視する (Kershaw, 2025, 240)。さらに先行研究は、主体の保有する暴力の程度という指標を考慮していない。

④筆者はこうした背景から、反抗活動の下位分類への考慮と、主体の活動が与える政治的影響に対する考慮という先行研究の不足部分を満たしながら、政治参加の観点から、反抗活動を分類する。その際、主体の参加が活動的か、政権転覆の意思と具体性、体制に対抗的であるとの自覚の有無、組織化の有無、暴力の程度という指標を考慮する。また、市民の反抗活動の政治的影響を解明する目的から、NSDAP 政権の対応を描写する。

III. 戦時中、多数の無名のドイツ市民が NSDAP の人種政策に抗議し、ユダヤ人への救援活動に従事した。現在のドイツは彼らを「沈黙の英雄」と呼び、その業績を称えている。

①先行研究は彼らを一括りに「反 NSDAP 抵抗集団」として理解するが (Gedenkstätte Deutscher Widerstand ; 平山、2021 ; 岡、2023)、彼らは、多様な性格を持った人物達の集合体であり、先行研究はそうした多様性を明確に理解し議論していない。また彼らユダヤ人支援者は、自分達の行動を大抵「抵抗」として認識せず、「自明で当然の行為」と認識しており (Kosmala, 2007, 34)、この点からも、彼らの行動を他の抵抗活動と同質の活動として理解することはできない。コスマラ (Beate Kosmala) は「沈黙の英雄」がユダヤ人を支援した動機として、連帯行動、特定状況における支援の提供、場当たりの行動に分類したが (Ibid., 33)、説明が不備で論理性に欠く。岡教授は、「沈黙の英雄」を反ナチを掲げた抵抗運動集団、政権批判をせず、ユダヤ人救援のみを行った集団、ユダヤ人自身による自助集団に分類する (岡、2024, 85)。しかし、この分類は、主体の利害考量や活動の政治的影響を考慮していない。

②したがって、本稿は「沈黙の英雄」を政治参加の観点から分類する。その際、主体の利害考量を考察する。

IV. ①さらに「内的亡命者」を政治的機能の観点から分類した研究は、これまでになかったと思われる。独裁国家の下で、政治的迫害を被りながらも様々な理由から国内に留まった人々がいた。当時は密告が推奨されていたため、彼らは、自分の考えを表現できず、周囲との間に深刻な違和感を抱えていた。

②本稿はこれを解明する。

V. ①さらに近年の邦語の先行研究は、主要な抵抗集団が「NSDAP 後のドイツ」として示した理念的方向性が自由民主主義体制であったかについて、十分に議論していないように思われる³⁾。

②本稿はこの点について分析する。

本稿は以下、I ②・③の視座の下、NSDAP への反抗活動に関する新たな理解に寄与することを目指す。まず「沈黙の政治」や政治参加の視座から、I ③、II ④、III ②、IV ②に取り組む。その際、NSDAP への反抗主体の活動の概観や、NSDAP のそれらへの対応を描写する。その後、筆者は V ②に取り組む。

本稿で筆者は、分析に際して一次史料と二次史料を複合的に利用した。二次史料は一般的な課題の背景や詳細を提供したり、主張を他の研究と対比出来る。しかし、独自性のある専門研究では、一次史料の収集と利用が期待される (桃木、2022, 50)。本稿も、分析に際して可能な限り一次史料の採用を試みたが、大半を二次史料に拠っている。その際二次史料でも、一次史料の編纂史料を多用したり、史料の原文に立ち返って確認することを重視した。一次史料に多くを依拠しないことにより、主題に関する新事実の解明やテーゼの反証に際して、具体的に

説得力のある証拠を提供することが困難になるなど、分析上の限界がある。しかし、本稿は、既存の事実を新たな視座や解釈、理論に依拠して再解釈する「解釈の歴史学」に力点を置いている。

1. 分析視座

(1) 沈黙の政治

日常の政治は、人々の感覚的経験の産物であり、可視と不可視、発話と沈黙が政治の舞台と主体を決定する。沈黙とは物質上の権限剥奪だけではなく、辺縁の存在が、中核の存在により自らの思考や経験の伝達を阻害されるような、「知覚の分配」の結果である (Dingli, 2015, 725; 拙稿、2026、29)。

沈黙は不在、不足、不能を含意しており、発話よりも受動的な行動として分析される。沈黙とは曖昧で、多層的な社会行為の一形態である。沈黙は社会的に構成されるばかりでなく、社会の各要素を繋ぎ合わせ、社会を（再）構成する手段である。沈黙は常に間主観的であり、制度やイデオロギー、社会システムの文脈の下で初めて効果が発揮される。沈黙は私達の共同体における支配的現実や、順守したいと願う状態を維持する努力によって生み出される。同様に、沈黙は抵抗の表出物でもあり、覇権に対抗し既存社会への代替となる行動形式を創出する手段でもある (Murray and Durrheim, 2019, 13; 拙稿、2026、30)。

沈黙とは発話の不在だけではなく、構造的暴力や文化的暴力、一般的権利の剥奪と関連した現象である。沈黙とは、政治過程や言説において、ある集団の発声を沈黙させ排除する行為であり、その集団の存在そのものを排除し、考慮の対象としない行為である (Dingli, 2015, 723-726; 拙稿、2026、31)。

沈黙とは集団的行為であり、ある問いに対する回答を拒絶し、語るべきではないとする、往々にして発話を伴わない共通合意が存在しており、特定の共同体における相互理解と調整が求められる。また非発話行為下では、何かが露見することが回避され、言葉にできない内容が存在している (Murray and Lambert, 2019, 90; 拙稿、2026、31)。

私達は共同体下で、関係を持つことが禁忌とされた厄介な事柄について、沈黙するか曖昧に発声する。これを「禁忌への非関与としての沈黙」と名付ける。恥や罪、物怖じといった強い社会的感情は、ある事柄を禁忌と設定する際に重要な駆動力を為す。禁忌は、軽視されてはならない聖なるものに神秘性を与え保護し、沈黙は禁忌事項を聖域化する。

沈黙は潜在的に二律背反性を内包する行為であり、抑圧的で既存の権力の維持に寄与する一方、良好な社会状態を新規に創造する転機を導くこともある。「抑圧としての沈黙」の場合、社会構造上の少数派が迫害され、社会的、宗教的、人種的抑圧を被る結果、彼らは政治的沈黙として、社会の主流派に対する反対意見の封殺や、社会・文化資源の利用制限や検閲、「構造

的暴力」や「構造的忘却」を被る (Assmann, 2013, 62f)。

沈黙には「賛成ないし合意としての沈黙」があり、合致、深い信頼、本質的な関連性を強調する信号としての機能がある。また沈黙には、現状維持への固執を志向し、構成員に対して現状への順応を強制する、「共謀としての沈黙」がある (Ibid., 51, 63)。

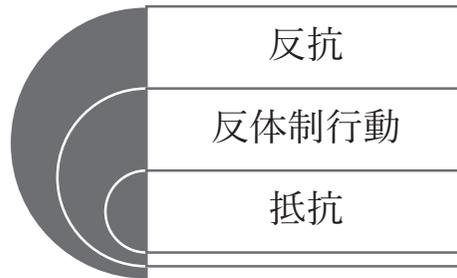
沈黙と類似した概念として、黙秘が存在する。黙秘とは対話の拒絶ではなく、ある話題の争点化を拒絶する行為である。情勢の適切な判断に際して不可欠な情報を聴き手に伝えないことである (Hahn, 2013, 44ff; 拙稿、2026、32)。

(2) 分析枠組み

(a) 反抗活動の入れ子構造

反 NSDAP 活動に対して、「反抗」という上位概念の下に、個人か集団かを問わず、目的は限定的で NSDAP 体制の転換を対象とせず、政権やイデオロギーに部分的に共鳴する「反体制行動」、政権に対する組織的で積極的な参加である「抵抗」が存在する構造と理解する。ポイカートが示したような右肩上がりではなく、同心円状に拡大する概念群と理解する (Kershaw, 2025, 240f)。

図 1：反抗—抵抗概念図



(筆者作成)

(b) 政治参加の分類

政治参加とは、政府の政策決定に影響を付与すべく意図された、一般市民の活動である。先行研究は政治参加の形態として、積極的な政治参加と、政治に受動的か不参加との二分法による区分を行ってきた。その際彼らは前者を政治への「発声」、後者を政治への「沈黙」として捉えた。これに対して、ジェスト (Justin Gest) は政治的行動を、政治制度を擁護するか対抗するか、及び主体の態度が活動的であるか受動的であるかという観点から分類した。下記はその詳細である (Gest, 2017, 71, 79)。

表1：政治参加の分類

	政治制度を擁護	政治制度への対抗
活動的	①従事	③反乱
受動的	②傍観	④退出

(Ibid. を基に筆者作成)

①従事

制度や政治過程に関わる活動に従事する。NSDAP 統治下の例として、NSDAP への自発的な入党や党活動への積極的な参加、国防軍の命令に対する無条件な従順があげられる。

②傍観

制度内で活動しない状態であることを意味する。社会疎外状態にあるということではなく、独善的で無知で、参加の資質に欠いていることを意味しており、政治的無知から既存の制度に満足するか、政治的に無関心である状態である。

③反乱

既存制度を妨げ中断させたり、制度を迂回し打倒する活動のことである。例として政治的目的を達成するための暴力行為や排他的組織への帰属、革命活動や隠密活動がある。

④退出

意識的に活動を拒み、既存制度における利害関係者としての存在意義を自ら放逐する行動である (Ibid. ; 拙稿、2026、34f)。

ジェストの政治参加モデルは、全体主義体制の下で、体制批判や自由な政治活動が禁じられたドイツにおける政治的反抗を考察する上で、有用である。

また政治的抵抗の類似概念として、「市民的不服従」がある。同概念は、革命ではなく体制内改革を目指す政治活動の一形態である。その努力は、政府の権威を認めた上で、特定の法律または法律群に異議を唱えることに向けられている。

2. NSDAP と反抗集団

(1) 「沈黙の民族共同体」の成立

ヴァイマル共和制から NSDAP 下の全体主義体制への移行は、政治的沈黙化の過程であった。1933年1月30日にヒンデンブルク (Paul von Hindenburg) 大統領はヒトラーを首相に任命し、NSDAP 政権が成立した。ヒトラーは、大統領緊急令を梃子にした疑似合法的な立法

措置を用いて権力の強化と国民の基本権の剥奪を行う傍ら、突撃隊（SA）・SS・鉄兜団といった暴力装置を用いて反対派を排除することで独裁権力を獲得した（原田、2024、304f）。

2月28日、政府は公的秩序回復のために必要なあらゆる措置をとることを国家元首に認めさせるヴァイマル憲法第48条に基づき、「国民と国家の保護のための大統領令」を提案して、大統領に署名させた。「必要なあらゆる措置」には、ドイツ市民の基本的権利を保証した憲法の7つの条項の停止が含まれており、人身保護、表現の自由、出版の自由、集会結社の権利、意見表明の自由といった国民の主要な基本権が停止された。

また3月23日、政府は全権委任法を制定した。全権委任法は、国会の立法権を政府に付与する法律であり、首相は国会審議を経ない法律の制定や、憲法に抵触する法律の制定を可能にしており、権力分立や法による支配を空洞化させた。さらに全権委任法は、大統領に代わり首相の署名で法律を制定することを可能にしており、大統領の権限を無力化した。同法の制定により、内閣が国会多数派ではなく、大統領緊急令に依拠して統治を行う「大統領内閣」は終焉した。また、ドイツの議会制民主主義は完全に崩壊した（堀内、2024、90）。

1933年3月から1934年4月にかけて、NSDAPは国民啓蒙宣伝省、裁判なしに拘束する強制収容所、秘密国家警察を設立し、暴力を背景とする思想統制を図った。

また政府は、社会の強制的同質化を図った。政府は3月末から4月にかけて2つの全国均質化法を制定し、地方分権を掘り崩し、地方の州政府を統制下に置いた。4月7日の「管理職整備法令」により、政府はユダヤ人や体制に批判的とみなされる人物を、公職から追放できるようになった。また諸政党は解体され、NSDAPのみが正当な政党とされた。共産党や社民党は非合法化・禁止処分とされ、民主党や中央党、国家人民党は自ら解党した。

5月には労働組合も解散を強いられ、政府主導で設置された労使一体の「ドイツ労働戦線」に組み込まれた。7月14日には「政党新設禁止法」により新党の発足を法律で禁じ、一党独裁制の法制化を図った。さらにNSDAPは、指導者は一方的な上意下達により物事を決定し、同胞はその決定内容に随従するという指導者原理を導入した。

1935年のニュルンベルク党大会では、反ユダヤ主義および人種差別主義を規定した帝国市民権法である、いわゆるニュルンベルク法が制定された。

ヒトラーが政権掌握後、僅か数か月で一党独裁体制を確立させた大きな要因の一つは、政治的暴力装置の行使であった。NSDAP統治下では、議会制民主主義でみられる議論や妥協を廃して自らの主張のみを正当化し、国家権力が体制の敵に対しては暴力を行使して排除する、国家テロ型暴力が存在した（原田、2024、347、360）。

NSDAPは1933年2月にSA、SS、鉄兜団を補助警察に任命し、1936年には秘密国家警察ゲシュタポを全国組織へと拡大させた。彼らは社会党員や共産党員をはじめとする反体制派、商業組合幹部、ユダヤ人、間諜を捕縛や強制収容所への送還、暴行や殺人により弾圧した。

国防軍は国内最強の武装集団であり、軍事政変により政権転覆を図る潜在的実力を有してい

た。ヒトラーは、東方「生存圏」と対外戦争の構想に批判的であった国防相と陸軍総司令官を解任し、彼に忠誠を誓っていた人物を彼らの後継に充てた。こうしてヒトラーは国防軍を掌握し、国内で独裁権力を確立することに成功した（堀内、2024、93f）。

NSDAP下のドイツは、様々な沈黙に支配された「沈黙の民族共同体」であった。国民がヒトラー独裁を支持する、「合意としての沈黙」が存在した。NSDAP政権は、ドイツ国民に対して、ナチ・イデオロギーや人種理論、「民族共同体」理念といった彼らの理念への順応である「共謀としての沈黙」を強制した。またNSDAPは、上述の制度的改編を通じて、見解を異にする反体制派の結社や集会、表現の自由を禁止し、また彼らを拉致拘禁し、裁判にかけ強制収容所へ送還した。反対意見を持つ者は、後難を恐れて公然と抗議出来ず、『「関わりを持つことを望まない』という意味での黙秘」行動をとった。強制と合意の相互作用の下で、ゲシュタポによる恐怖支配は効果的に機能した。

NSDAPは「抑圧としての沈黙」を実施し、少数派であるユダヤ人達を迫害した。その際、社会には「二重の黙秘」が登場した。『「関わりを持つことを望まない』という意味での黙秘』を背景に、多くの一般ドイツ人はユダヤ人の排斥に積極的に参加せず、被被害者の滞在先や何者がユダヤ人や非アリア人であるかを口にしないことで、その者の生命を救った。他方で、黙秘は共犯者として機能し、誰もユダヤ人排斥者を告発せず、犯罪者を保護した（Hahn, 2013, 44ff）。

(2) 声なき蜂起

本稿では、NSDAP体制の政権転覆を目指した活動のみならず、迫害ユダヤ人への支援を含めた、日常社会における市民の反体制行動（「声なき蜂起」）をNSDAPへの反抗活動と定義する。

NSDAPが独自のイデオロギーや規範をドイツ社会に普及させる中、ヴァイマル共和政下の社会規範との間で衝突が発生した。既存の社会規範を固守するドイツ市民や軍人は、多様な形態の反抗を展開した。反抗活動は農村部から大都市、10代前半の子供から高齢者まで地域や年齢を問わず、無名の小市民から国防軍、外務省高官といった文民エリートに至るまで、あらゆる階層に及んでいた。極左の共産主義者、極右の保守的国粋主義者、自由主義者やキリスト教徒も活動に参加した（Steinweis, 2023, 225）。救済者は半数以上が女性であった。第二次世界大戦中、80万人のドイツ人が抵抗運動の咎でゲシュタポに逮捕され、1万5千から7万7千人が刑死したとされる。

平均的な普通の市民で、「市民の勇気」を示し、生命の危機を顧みずに国内外のユダヤ人の救援に関与したドイツ人を「沈黙の英雄」と定義する。彼らは最低二万人いたと推測される（岡、2024、84）。

彼らの信仰や政治的信条は多岐にわたり、そもそも彼らの中には無信仰や政治的無関心層も

いた。彼らは、生命の危険を冒して、知人・友人がユダヤ人であることを「黙秘」し、自宅や安全な場所に隠匿し、食糧その他生活必需品を調達し、国外逃亡を支援した。

支援者がユダヤ人を支援した動機は、i) NSDAP 政権の犯罪的性格への疑念に基づく連帯意識や人道的義務意識、ii) 利害考量に区分できる。ii) は、対価として金銭、仕事の斡旋、性愛上の見返りを求める代わりに、対象としてのユダヤ人を支援するというものであった。SA 幹部がユダヤ人青年に秘密裏に偽造身分証を供与した事例では、この幹部が青年の姉に好意を抱いており、弟に便宜を図ることで姉の気を惹こうとした。高額な謝礼と引き換えに潜伏ユダヤ人の援助を行った事例もある（同上）。

「沈黙の英雄」は以下の集団に分類が可能である。イ) 体制転覆の意思を持つが暴力の程度は低い、組織化された抵抗集団。ロ) 体制転覆の意思も暴力の程度も低い、しかし体制批判的で組織化された反抗集団。ユダヤ人による自助集団がこれに属す。同集団は、同じ境遇のユダヤ人を支援する潜伏ユダヤ人やドイツ人救援者から構成されていた。ハ) 体制支持を前提として、暴力の程度が低い、非組織化された個人の集合体。ハ) はさらに i) 人道的動機に基づく個人や、ii) 利益考慮に基づく個人に分けられる。ニ) 体制改変の意思を持ち、暴力の程度も高いが、組織に属さない個人。

多くのドイツ人達は1990年迄、大なり小なり NSDAP への抵抗者を「裏切り者」とみなす風潮にあり、ユダヤ人への支援の記憶を抑圧し、無視した。彼らは、ユダヤ人支援者達の行為を明らかにすれば、「誰も NSDAP 統治下では、体制に対して、全く抗うことは出来なかった」という言説が「神話」に過ぎないことを暴き、自分達自身を貶めることに繋がることから、ユダヤ人支援者達の行為に関する記憶を意識的に忘れた。またユダヤ人支援者も、自らの行為をあたりまえの振る舞いに過ぎないとして過小評価し、自らの行為について沈黙し、記憶の保存に努めなかった (Tuchel, 2018, 8)。さらに、西ドイツでは長く「ユダヤ民族の絶滅政策は NSDAP が秘密裏に実施した政策であり、多くの一般の国民は知らなかった」とされてきた。ドイツ国民は、絶滅収容所やユダヤ人の運命について多少なり知っていたが、それについて語ることは禁忌とされた。そうした中で、ユダヤ人救援に関与したと語るとは、この禁忌に抵触するため、救援者は事実を秘匿してきた (岡, 2023, 4)。ここには、西ドイツ社会における「禁忌への非関与としての沈黙」がみられる。

NSDAP が当初より弾圧の対象としたドイツ社民党や共産党、中央党は、亡命組織を設立して、NSDAP に抵抗した (山下, 1997, 131-151 参照)。しかし、彼らの抵抗活動は国民大半の支持を得ることはできず、その結果殆んど影響力を勝ち得なかった。

(3) 抵抗活動の分類

上述の II ④、III ②、IV ②について、以下明らかにする。

ジェストの分類では、NSDAP の幹部や党员、積極的支持者が「①従事」、ドイツ人の大多

数がNSDAP 支配追随者として「②傍観」に属す。しかし、NSDAP への反抗活動を理解するには、先行研究とは異なり、さらに「暴力の使用の程度」、「体制転覆の意思や戦略的具体性の程度」、「体制に対抗的であるとの自覚の有無」「組織化の有無」の観点を加味した分類が必要となる。これらの点を反映して、ジェストの分類を修正した分類は以下のようになる。

表 2：NSDAP 反抗活動における政治参加の性格

	政治制度を擁護		政治制度への対抗	
活動的	①従事		③反乱（⑥と⑦から構成）	
			⑥体制転覆・改変 A. 軍事的体制転覆 B. 非暴力体制転覆 C. 戦略なきテロ （ニ型「沈黙の英雄」） ⑦非暴力抵抗 A. エリート層の非暴力抵抗 B. 地下潜行型抵抗 （イ型「沈黙の英雄」）	
受動的	②傍観	⑧無政治的の反体制行動 （ハ ii 型「沈黙の英雄」）	⑤市民的不服従 A. 「救済による抵抗」 （ロ型・ハ i 型「沈黙の英雄」） B. 戦略なき暴動	④退出

（筆者作成）

⑤と⑧は、政治制度への擁護と対抗が不透明な、中間域の政治参加と捉える。また⑤は、政治参加が活動的か、受動的かについて、その中間程度にあると捉える。

3. 反抗の実態

第 2 章 3 節で示した分類に依拠しながら、各反抗集団の概要を示す。上述 I ②に従い、市民の反抗活動と共に、NSDAP 政権の彼らに対する反応を描写する。

(1) 「反乱」

先行研究が「政治的抵抗」として同一に分類した国防軍や自由主義文民エリート抵抗集団は、体制転覆の意思を有し、組織的集団であったが、暴力の使用度の観点から二分できる。国防軍は暴力の積極的な使用を厭わないが、自由主義文民エリートは非暴力による政権転覆を目指した。

(a) 軍事的体制転覆——国防軍

国防軍内の反体制運動は、1938年に登場した。彼らはヒトラーがヴェルサイユ体制を打破し、再軍備や徴兵権の復活により国防軍の存在意義を再獲得したため、NSDAP政権を当初支持した。しかし、彼らの一部は将軍達の暗殺、ヒトラーによる領土拡張や他国侵略の構想、ユダヤ人迫害を通じて、反ヒトラー派へと転じる（平山、2021、204）。

陸軍参謀総長ベック（Ludwig Beck）は、覚書の発行や将軍団への集団辞任の呼びかけを通じて軍事的な意思決定過程に影響を及ぼそうと試みたが、失敗した。1938年8月に職を辞すと、彼は戦争を回避する唯一の手段として軍事的政権転覆を企図し始める。彼はゲルデラー（Carl Goerdeler）元ライプツィヒ市長と常に連携しながら、民間人と将校の共同行動を呼びかけた。また防諜部の反体制派も、外務省内部の反体制派と政権転覆を画策したが、失敗した。

スターリングラード戦でのドイツ軍の敗北後の1943年秋以後、トレシュウ（Henning von Treschew）はフォン・シュタウフェンベルク（Claus von Stauffenberg）と共に、ナチス政権を打倒するためのクーデター計画を体系的に準備した。数々のヒトラー暗殺計画が企画されたが、どれも未遂に終わった（Keith, 2024）。

国防軍内の最大級の反体制運動は、「7月20日作戦」として有名なヒトラー暗殺及び反乱計画であった。シュタウフェンベルクを中心とする国防軍幹部は、ヒトラー暗殺、軍事的反乱の実施と連合国との平和交渉という計画を実行に移したが失敗し、関係者は処刑された。同計画には、共産党員も招聘されていた（山下、1997、對馬、2015参照）。

(b) 非暴力体制転覆

①ゲルデラー派（Kreis）

ゲルデラーは、当初、NSDAPを好意的に評価していた。しかし、1935年迄には彼は自由主義経済思想から、NSDAPの世界市場の離脱と自給自足という経済金融政策に反対した。1937年にライプツィヒ市長を離任後、彼はNSDAPの外交および経済政策を憂慮し、ブルジョワ抵抗勢力の柱となっていく（Kershaw, 2025, 228）。ゲルデラーは、NSDAPの無法な政敵の強制収容所への収容と暴力行為、ユダヤ人への迫害に反対した。

彼は英米政府要人、官界と軍部の反ヒトラー勢力と幅広い関係を結んでいた。

第2次世界大戦の勃発後、ゲルデラーを中心に「ゲルデラー派」と呼ばれる、NSDAP統治に反対する保守派抵抗集団が形成される。彼らは、特に国防軍内の抵抗集団と接触していた。1941年から43年にかけて、社会民主主義者やキリスト教労組幹部も同組織に参加した。7月20日事件の失敗後、ゲルデラーは同事件に加担した咎で刑死した（MDR.de, 2020）。

②クライザウ一派

クライザウ一派の活動の発端は、モルトケ（Helmuth James Graf von Moltke）伯とフォン・

ヴァルテンブルク伯（Peter Graf Yorck von Wartenburg）が1940年1月、新生ドイツの再建構想を討議するために、専門家達を招集したことにあった。主要構成員はキリスト教、社会民主主義、保守・自由主義といった多様な価値観を持つ法律家、軍人、行政官、大学教授、カトリックや福音主義教会の神学者・聖職者、労働運動指導者など20名であったが、貴族やユンカーが中核を占めた。彼らは、国家の構築と国家権力の制限、教会と国家、教育、外交や経済などをテーマに、敗戦後のドイツの政治形態について議論した。

また彼らは連合側と連絡を取り、ドイツ国内の抵抗運動の存在を知らせ、敗戦工作を図った。彼らはゲルデラー一派に合流し、7月20日事件に加担した。モルトケはじめ13名が逮捕され、刑死した（對馬、2015参照）。

(c) 戦略なきテロ（二型「沈黙の英雄」）

体制変更の意思を持ち、暴力の程度も高いが、非組織的活動である。1939年11月8日、失業中の指物師エルザー（Georg Elser）が爆弾により、講演中のヒトラーの爆殺を企てたが、未遂に終わった事例が有名である。彼は、NSDAP体制の排除を考慮していないが、体制に批判的であり、戦争回避や労働者の状況の改善のためには、ヒトラー達の排除が不可欠であると考えた（對馬、2015、98-112参照；Ortner, 2022）。

(2) 非暴力抵抗

反体制派との自覚を有すが、体制転覆の実行性に乏しく、暴力の程度が低い、組織化された反抗集団である。

(a) エリート層の非暴力抵抗

①教会

キリスト教会上層部はNSDAP政権を基本的に支持した。しかし、NSDAPは「民族共同体」理念の下で教会の統合を進め、キリスト教会の信仰や自治の自由に対する抑圧と迫害を行った。またNSDAPはカトリック労組とその活動を禁止した。このためカトリック教徒達は、共産主義者や社会民主主義者達とも手を携えてNSDAPの統治に抵抗した。

またNSDAPは、プロテスタント教会のナチ化も推進した。1933年9月、古プロイセン合同福音主義教会は公務員からユダヤ人を追放するアーリア条項を教会に適用することを決定し、ユダヤ系の牧師は追放された。ニーメラー（Martin Niemöller）牧師は、同僚へ向けた書簡において、NSDAPによる、教会からのユダヤ人排斥の方針への反対を求めた。ボンヘッファー（Dietrich Bonhoeffer）、ニーメラーらは牧師緊急同盟を結成し、NSDAPや教会内の追従者に対する反対運動を開始した。同同盟にはドイツの福音主義教会牧師の約3分の1が加入し、後に告白教会へと発展する。告白教会は、安楽死作戦の対象となった心身障害者やユダ

ヤ人を救援した。また個人ないし少人数の規模で、牧師達は宗派を超えて様々な抵抗運動を展開した（池田、109-125 参照）。

②「赤の楽団」

「赤の楽団」は最も効果的に機能した抵抗組織の一つであった。同集団はドイツだけではなくフランスやベルギーに活動基盤を置き、研究者、芸術家、知識人や労働者、キリスト教徒からマルクス主義者まで、政治的信条の異なる緩やかな、約400名の構成員からなる最大規模の組織であった。多くは普通の無名市民であり、約半数は女性であった（Keith, 2024, 328ff）。

ドイツにおける「赤の楽団」（「一派」）の中心人物は当初は経済学者・経済省参事官ハルナック（Arvid Harnack）とその妻、作家クックホッフ（Adam Kuckhoff）とその妻であったが、後に航空省情報部職員で、航空相で空軍総司令官ゲーリング（Hermann Göring）の情報将校でもあったシュルツェ＝ボイセン（Harro Schulze Boysen）とその妻が組織を率いた（Ibid., 328f）。クックホッフの音頭で1941年迄に150名以上の反NSDAP者達、7つの小集団からなる緩やかな連携網が形成された。

彼らは、国防軍やNSDAPの戦争犯罪についての情報収集と、連合国やソ連へのドイツの軍事作戦の情報提供、ユダヤ人やドイツ逃亡兵の救援、ドイツ社民党や共産党の反体制派の隠匿と亡命の支援、ビラや新聞の発行と配布による体制批判と体制不服従の喚起、他の抵抗組織や海外の強制労働者との接触、戦後秩序構想の提示といった活動を展開した（Ibid., 330f）。ハルナックとボイセンは、戦争に関連する重要情報をソ連と米情報部に伝達した。1941年にはソ連は無線送信機と軍資金を「一派」に送付し、ハルナックとボイセンは、ドイツ空軍のソ連侵攻作戦を事前にソ連首脳部に伝えた（Ibid., 331）。主要人物は反逆罪で逮捕され、刑死した。

③共産党系・社民系諸集団

社民系集団として、たとえば「新たな開始」がある。またクネッヒェル（Wilhelm Knöchel）の組織は、反政府・反戦文書を発行・配布した。彼らは投獄・虐殺された（山下、1997、136；Steinweis, 2023, 226）。

(b) 地下潜行型抵抗（イ型「沈黙の英雄」）

①「白薔薇」

ショル（Scholl）兄妹やシュモレル（Alexander Schmorell）は、1942年以後、他の同志と共に「白薔薇」を組織し、6号に及ぶビラ原稿を作成し、ビラを配布した。彼らは「受動的な抵抗」として、戦争の遂行や軍需活動における怠業、NSDAPに寄与する組織・学術・芸術・著述業における怠業、反NSDAPと反全体主義、自由を訴えた（Weiße Rose, 1942f, 398ff）。また彼らは公共の建造物に「自由」「ヒトラー打倒」といった扇動的文言を落書した。さらに

彼らはベルリンにいる「赤の楽団」とも接触し、超党派的共闘やNSDAP後のドイツ像に関して協議した（関、1995、104-107、145-149）。しかし彼らは全員、反体制ビラを配布した咎で、1943年に断罪された。

②「エミールおじさん」

1938年11月9日の「水晶の夜」事件後、作家フリードリヒ（Ruth Friedrich）は夫と語らい、迫害されるユダヤ人を救援する方法を協議する組織として、「エミールおじさん」を設立した。彼女、夫と娘が同組織の中心人物であった。同組織は終戦まで活動し、戦争末期には構成員は17名を数えた。彼らはヒトラーとナチズムに反対する立場から、ユダヤ人や東部戦線からの脱走兵の隠匿や救援活動を展開した（対馬、2015、56f）。

(3) 市民的不服従

A. 「救済による抵抗」（口型・ハ i 型「沈黙の英雄」）

同区分に属する者は、体制を支持し、暴力の程度は低く、組織化されていない。「共謀としての沈黙」「賛成ないし合意としての沈黙」「『関わりを持つことを望まない』という意味での黙秘」の共有とそれらへの抵抗の双方が見出される。彼らは、「①従事」と「③反乱」の中間に位置する存在である。

①国防軍の士官や下士官

彼らの中の約百名は、NSDAPの反ユダヤ主義に抵抗した。他方で彼らは既存の政治制度を肯定し、体制権力者と協賛関係にあるため、反体制派という自覚はあまりなく、政権転覆意思を持たなかった（Cf. Wette, 2002=2014, 27）。彼らは例外を除いて、通常数名のユダヤ人達しか救うことが出来なかった。士官階級における「沈黙の英雄」は、通常職業軍人ではなく予備役であった。補給及び修理隊といった後方勤務の軍属が多く、前線将校であることは殆んどなかった。

彼らがユダヤ人を支援した背景には、ユダヤ人との交流があったこと、敬虔なカトリックであったこと、などがある（Steinkamp, 2002, 314ff）。

下士官としてシュミート（Anton Schmid）は、リトアニアのヴィルナのゲッターから数百名のユダヤ人を救出した。しかし彼は軍法会議により、死刑に処せられた。またドロッセル（Heinz Drossel）少尉は、ユダヤ人を隠匿した（Ibid., 312）。

②ヴァイトの盲人作業所

盲人作業所のヴァイト（Otto Weidt）は、盲人福祉作業所の所有者として、盲人ないしは聴覚障害のユダヤ人を救援する活動を展開した。ヴァイトは箒とブラシの製造工場を設立し、

NSDAP から「戦争遂行上必要な企業」という認可を得た後、この工場の下で、書類や偽名の身分証明書の偽造など、あらゆる手段を利用して、ユダヤ人の障害者が強制収容所へ送還されることを阻止しようとした（平山、2021；岡、2020）。

B. 戦略なき暴動——エーデルヴァイス海賊団

NSDAP は若年層の教育に力を入れ、党の青少年組織としてヒトラーユーゲントを設置することで、国内の青少年組織を独占すると共に、青少年の全生活の管理と統制を企てた。しかし、反発する青少年達は、エーデルヴァイス海賊団や類似組織を形成した。エーデルヴァイス海賊団は体制転覆の意思もなく、明確な抵抗の形をとらない逸脱行動を示した。組織化されているが、暴力の程度は低い。

NSDAP が民族共同体理念に基づく若者文化を求めたのに対して、彼らはその代替の若者文化を主張し、ヒトラーユーゲントや主流の大人と衝突した。十代の男性が主要な構成員であった。イデオロギーや明確な政治的見解を持っている者は殆どいなかった（Steinweis, 2023, 113; 竹中、1998、10）。

(4) 無政治的反体制行動（ハ ii 型「沈黙の英雄」）

政治以外のことに関心があるため、政治に関心を抱かないことを「無政治的態度」と呼ぶ。この状態で行動が体制の規範と抵触する場合、⑦「無政治的反体制行動」と呼ぶ。退廃芸術やスウィングがこれに属する。

金銭欲や性愛欲を満たすという取引の下で、利益考量からユダヤ人救援を行った個人がいた。

シンドラー（Oskar Schindler）は NSDAP 党員であり、NSDAP 統治に資する、軍需工場の経営により利益を得ていた。彼はクラクフのゲットー、後に強制収容所（KZ）から安い労働力としてユダヤ人工員を得ていた。彼は、様々な手段を用いてユダヤ人行員が KZ へ強制移送されることを阻止し、約 1100 名のユダヤ人の生命を救った（Cf. Pemper, 2005=2007）。しかし、もし SS がユダヤ人工員を強制移送すれば、シンドラーの工場の生産工程は阻害され、利潤が損なわれるため、シンドラーは利己心と金銭欲から彼らを救援したと理解することも可能である。

(5) 退出

精神的な逃避や、積極的な体制への抵抗行動に欠く「内面的亡命」を行った人達や、亡命できず、地下へ潜航せざるを得なかったユダヤ人達が、この区分に属す。例として、共産主義者の元図書館員シュトレザウ（Hermann Stresau）がいる（Cf. Stresau, 2021=2024）。また多くの教会信徒や社民党員は、表向き体制に適応しているように行動し、情報交換等により内的反抗を維持した（山下、1997、141f）。

(6) 抵抗者達の構想

本節で筆者は、上述 V ②に取り組む。

社会民主主義者や共産主義者の共闘集団の指導者であったブリル (Hermann Brill) を中心とする「新たな開始」は、1936年、「十項目綱領」を成立させた。彼らは「十項目綱領」の中で、重工業や化学産業、銀行の国有化といった社会主義や共産主義の主張を謳いながらも、信教・結社・報道の自由を含む自由民主主義を標榜していた (Steinbach and Tuchel, 1994=1998, 67f)。

ゲルデラーは、第二帝政を理想像とした。法と正義に基づく立憲法治主義や報道の自由を主張していたが、今後の民主主義の導入は、ドイツ人の政治的熟練に依拠するとして、権威主義的暫定政体の成立を企図していた (MDR.de, 2020)。ドイツの指導力の下での、欧州における国家連合の形成を主張する一方、強い軍事力の獲得や植民地の獲得を肯定する帝国主義の心性も見出される (Steinbach and Tuchel, 1994=1998, 294-302)。彼の憲法草案は保守的・反共産主義的であり、「クライザウ一派」や社会主義者達から受け入れられなかった。

「クライザウ一派」の中心人物であったモルトケ伯は、個人の自由な人格を尊重する人権尊重や、平和の尊重、農村・地域・都市・州といった小共同体や小集団への権力の分権やそうした小共同体を軸とした「下からの改革」を主張した。これは NSDAP の上意下達型の指導、強制的同質化に基づく一党独裁制や、個人よりも集団を重視する「民族共同体」概念に対する批判であった。彼の見解では、市町村や郡の代表者、州議会議員が住民によって選出された後、州議会議員がさらに国会議員を選出するという、代議制間接民主主義を念頭に置いていた (兩宮、2022、322ff)。但し、議院内閣制を想定せず、ヴァイマル共和政の再興を否定する (對馬、2015、177ff)。基本工業の国有化や土地改革案には社会主義の思想が示される。また彼らは信仰と良心の自由を謳い、キリスト教を基盤に、欧州諸国民が友好的に共存する共同体の建設を企図した (兩宮、2022、152ff)。

「クライザウ一派」は「行動計画」「州行政機関への最初の照会」において、自分達の「社会主義的活動」の指針を示した。彼らは法治国家と社会正義、思想・良心・信教の自由、社会権や基本的人権の尊重を謳った。経済体制としては、主要重工業企業の接収と生活保障の確立に基づく社会主義経済、政治体制としては官僚主義的中央集権の廃止と、イギリスやソ連との協力による欧州秩序の形成を志向した (Kreisauer Kreis, 1943a, b)。

「赤の楽団」を主導したハルナックやシュルツェ・ボイセンは、ベルサイユ体制や自由市場経済の代案としてソ連の中央統制経済を肯定的に評価しており、ドイツに計画経済の要素を導入することを企図していた。彼らの見解の多くは、ドイツ共産党の見解に近かった。NSDAP 後のドイツとして、彼らはソ連と協調的關係にある社会主義国家ドイツの建国を企図していた。彼らはソ連が NSDAP の崩壊と、ドイツの資本主義からの離脱の鍵を握ると考えていた。しかし共に、NSDAP 統治を終了させる方途について展望を持っていなかった (Steinweis, 2023,

227)。

白薔薇は、2枚目のピラでユダヤ人虐殺を非難し、基本的人権の尊重を主張した (Weiße Rose, 1942f, 396f)。また「全ドイツ人への呼びかけ」や「同輩諸君へ」の中で、言論や信教の自由、中央集権権力への批判と連邦制による地方分権を主張した (Ibid., 405f.; Weiße Rose, 1943)。

新生ドイツ国家像として、クライザウ一派や白薔薇からは、経済体制としては社会主義思想が見出される。彼らからは、全般的には社会民主主義体制への思想的方向性が見出される。「赤の楽団」からは共産主義体制、ゲルデラー一派からは権威主義体制への思想的方向性を窺うことができる。

おわりに

本稿で筆者は、I②に基づき、第3帝国下のドイツ市民は、単純な「体制への共謀」者や「受動的受容」者であるとは言えないことを明らかにした。本稿は、NSDAPへの抵抗活動や、同調圧力に屈しながらも、自由裁量余地を駆使して主体的に反抗する、市民的不服従の事例を示した。

また、NSDAP支配の崩壊に際して、ドイツ国内の抵抗運動が決定的な役割を果たしたとは言えない。ドイツ国内の抵抗活動は広範囲ではなく、集団間相互の提携や協力にも乏しかった。さらにドイツ市民の中には、自分達の疑惑を警察やSS、ゲシュタポに密告する者達があった。一般市民の密告は、抵抗集団が組織し、連帯を結ぶことを阻止した。ゲシュタポや刑事警察は、国民の密告協力を得ながら、反抗活動を不可能にした (Gellately, 2001=2008, 262)。

また筆者はI③に取り組み、第3帝国と反抗活動における様々な沈黙の型を明らかにした。NSDAP下のドイツは、「沈黙の民族共同体」であり、「合意としての沈黙」、「共謀としての沈黙」、「関わりを持つことを望まない」という意味での黙秘、「抑圧としての沈黙」が存在した。

筆者はII④、III②、IV②に取り組み、反抗活動の再分類に寄与した。反抗の主体は、「抵抗」にあたる⑥と⑦に留まらず、その他に「反体制行動」にあたる⑤や⑧といった多様な活動を展開した。この結果は、第3帝国下の反抗活動が「民衆なき抵抗」ではなく、抵抗にも反体制行動にも民衆及び軍関係者が参加したことを明らかにする。NSDAP政権の反抗勢力に対する対応は、片務的な司法手続きを経た刑死という陰惨かつ厳格なものであり、反抗勢力に譲歩を示すような、懐柔的な態度ではない。NSDAP政権と国民との双方の関係に関する、更なる研究の余地がある。

「沈黙の英雄」は、一括りにして把握できる存在ではないことを明らかにした。全員が体制への抵抗活動の主体ではなく、寧ろ多数派は、既存の体制を前提に反抗する、反体制行動の主体である。彼らは⑤・⑥・⑦・⑧に属す多様な存在である。また本稿では、利益考量からユダ

ヤ支援を行った可能性がある主体に対して、新たな分類の下で区分することにより、彼らの性格を理解することができた。さらに、精神的な逃避や内面的亡命、政治的無関心者の活動を、④や⑧として政治参加の観点から理解することが出来た。本稿の分析は2次史料に多くを依拠していた。今後は「沈黙の英雄」の多様性を念頭に置きながら、その性格や体制への政治的影響に関して、1次史料を用いながら、更なる研究を行うことが求められる。

Vの結果、NSDAP後のドイツ像として、クライザウ一派や白薔薇は社会民主主義体制、「赤の楽団」は共産主義体制、ゲルデラー一派は権威主義体制への方向性を示したことを明らかにした。

注

- 1) 本稿の作成に際して、2名の査読者と石田憲教授(千葉大学)から頂いた有用なご助言に深謝致します。本稿の内容は、2024年度日本比較政治学会、2025年度日本ドイツ現代史学会大会での報告内容を根本的に修正し、発展させたものである。
- 2) 邦語によるドイツ国内の反抗活動の全般を論じた研究として、山下、1997、對馬、2015、池田、2018などがある。白薔薇については、山下、1988、関、1995、エーデルヴァイス海賊団については、竹中、1998等がある。
- 3) クライザウ一派の思想や戦後構想に関する研究として、對馬、2006、2015、雨宮、2022。

参考文献

邦語文献

- 雨宮栄一(2022)『反ナチ抵抗運動とモルトケ伯』新教出版社。
- 池田浩士(2018)『抵抗者たち』共和国。
- 岡典子(2020)『ナチスに抗った障害者』明石書店。
- 一(2023)『沈黙の英雄たち』新潮選書。
- 一(2024)「ドイツにおけるユダヤ人救援活動とその研究動向」『歴史評論』894号、79-88ページ。
- 関楠生(1995)『「白バラ」：反ナチ抵抗運動の学生たち』清水書院。
- 竹中暉雄(1998)『エーデルヴァイス海賊団』勁草書房。
- 對馬達雄(2006)『ナチズム・抵抗運動・戦後教育』昭和堂。
- 一(2015)『ヒトラーに抵抗した人々：反ナチ市民の勇気とは何か』中央公論新社。
- 拙稿(2026)「ドイツにおける沈黙の政治の諸相」沈黙研究会編『なぜ黙るのか』ヌース出版、27-56ページ。
- 原田昌博(2024)『ナチズム前夜』集英社新書。
- 平山令二(2021)『ユダヤ人を救ったドイツ人—「静かな英雄たち」』鷗出版。
- 堀内直哉(2024)「ヒトラーの独裁体制の確立と終焉」石井貫太郎『独裁主義の国際比較』ミネルヴァ書房。
- 望田幸男他(編)(2006)『西洋近現代史研究入門(第3版)』名古屋大学出版会。
- 桃木至郎(2022)『市民のための歴史学』大阪大学出版会。
- 森井裕一(編)(2016)『ドイツの歴史を知るための50章』明石書店。
- 山下公子(1988)『ミュンヘンの白いばら』筑摩書房。
- 一(1997)『ヒトラー暗殺計画と抵抗運動』講談社。

洋語文献

- Assmann, Aleida (2013) "Formen des Schweigens," in Assmann, Aleida and Jan (eds.) *Schweigen*, München: Wilhelm Fink.
- Botz, Gerhard (2004) " "Resistenz" als Widerstand gegen Diktatur?" 30.11.
- Broszat, Martin (1981) "Resistenz und Widerstand," in ders. et al. (eds.) *Bayern in der NS-Zeit IV*, München: R. Oldenbourg, pp. 691-709.
- Dingli, Sophia (2015) "We need to talk about silence," *European Journal of International Relations*, 21(4), pp. 721-742.
- Gedenkstätte Deutscher Widerstand. (<https://www.gdw-berlin.de/> アクセス日 2025年11月14日)
- Gellately, Robert(2001) *Backing Hitler*, Oxford: Oxford university press, 根岸隆夫(訳)(2018)『ヒトラーを支持したドイツ国民』みすず書房。
- Grint, Keith (2024) *A Cartography of Resistance*, Oxford: Oxford university press.
- Gest, Justin (2017) "Pro- and anti-system behavior," in Gest, Justin and Gray, Sean W. D. (eds.) *Silent Citizenship*, New York. Routledge.
- Hahn, Alois (2013) "Schweigen, verschweigen, wegschauen und verhüllen," in Assmann, *op. cit.*
- Kershaw, Ian (2025) *The Nazi Dictatorship*, London: Bloomsbury academic.
- Kosmala, Beate (2007) "Stille Helden," in *Aus Politik und Zeitgeschichte*, 14-15, pp. 29-34.
- Kosmala, Beate and Schoppmann, Claudia (eds.) (2002) *Überleben im Untergrund. Hilfe und Rettung für Juden in Deutschland 1941-1945*, Berlin: Metropol.
- Kreisauer Kreis (1943a) "Aktionsprogramm des Kreisauer Kreises nach einem Entwurf von Carlo Mierendorff auf dem Pfingsttreffen 1943 in Kreisau beraten".
- (1943b) "Ziele und Vorstellungen des Kreisauer Kreises: Die Erste Weisung an die Landesverweser vom 9. August 1943," in Hürten, Heinz (ed.) *Deutsche Geschichte in Quellen und Darstellung Band 9*, Stuttgart: Philipp Reclam jun., pp. 417-421.
- MDR.de (2020) "Carl Friedrich Goerder. Ein Mann des Aufstandes" 30. 7.
- Murray, Amy Jo and Durrheim, Kevin (2019) "Introduction," in dies. (eds.) *Qualitative Studies of Silence. The Unsaid as Social Action*, Cambridge: Cambridge university press.
- Murray, Amy Jo and Lambert, Nicole (2019) "Intimate Silences and Inequality," in Murray and Durrheim, *op. cit.*
- Ortner, Helmut (2022) *Georg Elser: Der einsame Attentäter*, Frankfurt am Main: Nomos.
- Pemper, Mietek (2005) *Der rettende Weg*, Hamburg: Hoffmann und Campe, 下村由一(訳)(2007)『救出への道』大月書店。
- Peukert, Detlef (1985) "Alltag unterm Nationalsozialismus," in Hermann, Ulrich (ed.) *Die Formung des Volksgenossen der "Erziehungsstaat" des Dritten Reiches*, Weinheim: Beltz.
- Steinbach, Peter and Tuchel, Johannes (1994) (eds.) *Widerstand in Deutschland 1933-1945*, München: C. H. Beck, 田村光顕等(訳)(1998)『ドイツにおけるナチスへの抵抗 1933 - 1945』現代書館。
- Steinkamp, Peter (2002) "Wehrmachtangehörige als Retter von Juden," in Kosmala and Schoppmann, *op. cit.*
- Steinweis, Alan E. (2023) *The People's Dictatorship*, Cambridge: Cambridge university press.
- Stresau, Hermann (Graf, Peter and Faure, Ulrich (eds.)) (2021) *Von den Nazis trennt mich eine Welt*, Stuttgart: Klett-Cotta, 高田ゆみ子(訳)(2024)『内なる亡命日記』(白水社)。
- Tuchel, Johannes (2018) "Widerstand gegen die Judenverfolgung 1933 bis 1945," in Hamann, Christoph and Kosmala, Beate (eds.) *flitzen-verstecken-überleben?*, Berlin: Druckerei Conrad.
- Von Kellersbach, Katharina (2015) "The „Legend“ of Women's Resistance in the Rosenstrasse," in Stoltzfus, Nathan and Maier-Katkin, Birgit (eds.) *Protest in Hitler's "National Community"*, New York: Berghahn.
- Weißerose (1942f) "Die Flugblätter der Weißen Rose vom Juni 1942 bis zum Februar 1943," in Hürten, *op. cit.*, pp. 394-496.
- (1943) "Aufruf an alle Deutsche!"
- Wette, Wolfram "Helfer und Retter in der Wehrmacht als Problem der historischen Forschung," ders.

- (ed.)(2002) *Retter in Uniform*, Frankfurt am Main: S. Fischer Taschenbuch, 関口宏道(訳) (2014)『軍服を着た救済者たち』白水社。
- (ed.) (2006) *Zivilcourage*, Frankfurt am Main: S. Fischer Taschenbuch.